

自由民主党

AOMORI 政治塾

第4期生募集！

令和8年2月募集開始



AOMORI 政治塾事務局
(自由民主党青森県支部連合会内)

A O M O R I 政治塾 講座開催 ※調整中

令和8年2月現在

- 日程・内容等は変更になる場合があります。
- 受講生には、その都度ご案内いたします。

月 日	時 間	内 容	場 所
令和8年 4月25日(土)	12:30~13:45 13:00~14:00	開塾式 津島淳会長 第一講座 青年局長 平沼正二郎 衆議院議員	ホテル青森 3階 はまなすの 間
5月16日(土)	13:00~	第二講座	青森市
6月20日(土)	13:00~	第三講座	青森市
7月11日(土)	13:00~	第四講座	青森市
9月5日(土) または 12(土)	13:00~ 15:30~	第五講座 閉塾式	青森市

AOMORI 政治塾 募集要項

四期塾生を募集します！

- 入塾資格 自民党の政策を理解し応援したい方。政治に関心があり、時代のリーダーを目指すべく自己研鑽に励みたい方。自らの人生を考え、生涯学習に意欲的な方。原則として、入塾時より全ての講座に出席できる方。
- ①日本国籍を有すること
 - ②自民党以外の政党の党籍を有しない満18歳以上の者
- 講座 講義年5回、その他公開講座、課外活動等
定員30名程度
- 応募書類 下記県連ホームページからダウンロードするか、県連事務所で配布しております。郵送または持参により提出してください。
- 1、入塾申込書
 - 2、指定の履歴書
 - 3、入塾志望理由
- 申し込み期間 令和8年2月24日(火)～3月27日(金)
- 受講料 一般 5,000円
党員 1,000円
入塾時に一括納入。(当日入党も可能)
※課外活動等開催する場合、諸経費を徴収する場合があります。
交通費等は自費となります。
- 会場 青森市内
- 開塾までの日程 申し込み期間締め切り後、公正厳正に書類選考を行った後、指定の住所に対し可否の通知をいたします。

書類提出先

AOMORI 政治塾事務局（自由民主党青森県支部連合会内）
〒030-0803 青森県青森市安方1-10-16
TEL：017-723-2454
FAX：017-777-5090
ホームページ：<http://www.jimin-aomori.jp/>

AOMORI 政治塾 入塾申込書

私は、AOMORI 政治塾の学則を熟読して理解の上同意し、下記の書類をもって入塾を申し込みます。

令和 年 月 日

(自筆) 氏名

印

<応募書類一覧>

- ①入塾申込書（本書） 1 通
- ②履歴書（指定用紙） 1 通
- ③入塾志望理由（400字詰め原稿用紙1枚） 1 通

No. ※

AOMORI 政治塾 履歴書

(ふりがな) 氏名	()	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	写真欄 (カラー) ○申込前6月以内に撮影した 上半身・正面・無帽のもの ○縦5cm横4cm程度のもの	
自民党 党籍	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし				
生年月日	昭和・平成	年	月		日生 (満 歳)
本籍地	都・道・府・県				
ふりがな 現住所	〒 —				
電話番号					
FAX番号					
携帯番号					
Eメール	※メールアドレスもできるだけご記入くださいますようお願いいたします。				

現在の職業

政治活動歴	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	

(その1)

自由民主党

AOMORI 政治塾学則

前 文

AOMORI 政治塾は、自由民主党青森県支部連合会が、国及び地域の将来を担うにふさわしい人材を発掘・育成するために設置する教育機関である。

第一章 総則

- 第 1 条 本塾はAOMORI 政治塾（以下 本塾）と称する。
- 第 2 条 本塾は自由民主党青森県支部連合会（以下 県連）内に置く。
- 第 3 条 学則は自由民主党青森県支部連合会役員会（以下 県連役員会）によって定められる。
- 第 4 条 この学則は、受講生並びに卒業生、聴講生、体験入学生、及び本塾に在籍し受講経験を持つ者すべてに適用される。

第二章 組織及び運営

- 第 5 条 本塾に、塾長並びに事務総長及び事務職員を置く。
 - ①塾長は、本塾の責任者として県連会長が務めることとし、塾務を掌る。
 - ②事務総長は、本塾の事務責任者として青年局長が務めることとし、業務を掌る。
 - ③必要な場合は、県連役員会の承認を得て新たな役職を設けることができる。
 - ④事務職員は、県連職員が担当する。
- 第 6 条 本塾は、一年間につき 5 講座を開設する。

第三章 入塾

- 第 7 条 入塾の時期は開校式に準ずる。ただし、塾長の許可を得れば、途中入塾できるものとする。
- 第 8 条 本塾に入塾を希望する者は、所定の申込書に必要事項を記載の上申し込み、書類選考を受けるものとする。
- 第 9 条 本塾に入塾することができる者は、下記各号のすべてに該当する者とし、自由民主党党员であることの有無は問わない。
 - ①日本国籍を有すること。
 - ②自由民主党以外の政党の党籍を有しない満 18 歳以上の者。

第10条 提出された書類、それらに付随するものについては、如何なる理由があっても返還しない。

第11条 学費は、一年間につき金5,000円（党員は1,000円）とする。

①学費には、既定の受講料の他、セミナー参加費などを含むものとする。

②既に納付された学費については、如何なる理由があっても返還しない。

③その他、課外活動などの際には、諸経費を徴収する場合がある。

第12条 前条（第10条）の手続きを終え、合格の通知を受けた者は、指定の期日までに受講料を納付したのちに、塾長が入塾を許可する。

第四章 卒業

第13条 以下の項目すべてを満たしている者に、塾長が卒業を許可し、証書を授与する。

一、受講回数が二分の一以上

二、卒業論文を提出している

第14条 本塾の修業年限は一年間を原則とする。ただし、在学年数の上限は特に定めない。

第15条 やむを得ない理由により退学しようとする者は、その理由を記載した所定の退学願を提出し、塾長の許可を得なければならない。

第五章 賞罰及び除籍

第16条 表彰に関しては、塾長が決定する。

第17条 塾長は、次の号に該当する者を懲戒または除籍することができる。

①入学申し込み内容に虚偽があった者

②正当な理由なくして出席しない者

③本校の秩序、風紀を乱し、倫理や常識に反した者

④自由民主党以外の政党やそれに類する立場から立候補した者

⑤自由民主党の支部情勢を無視した行動で、県連、本塾に不利益を与えた者

⑥前文に反する行為に及んだ者

⑦その他、塾長が懲戒または除籍することが適切と認めた者

第六章 その他

第18条 本塾生は、自由民主党、自由民主党青森県支部連合会、AOMO

R I 政治塾、その他これらに類する名称を許可なく使用してはならない。

第19条 本塾生は、本塾を卒業した後、各級選挙立候補において自由民主党公認・推薦が得られることを保障するものではない。

第20条 この学則にない事項は、県連役員会の方針に基づき、塾長が決定する。

付 則

本学則は、令和8年2月24日より施行する。